**寮生活の方針**

本方針の理念

本学園の寮生活は以下の原則に基づいています。

a) 総合的な人間教育と価値観の認識は不可欠である。

b) 信頼と公正さを尊重し、寮生活はお互いの相互尊重に基づいている。

c) 各寮生が勉学に励み、リラックスができるように、虐待・脅迫・嫌がらせ・いじめをなくす。

d) すべでの寮生を民族・文化・性別・障害に関係なく、平等に尊重する。

e) 各寮生や教職員を一個人として尊重し、対応する。

f) 寮という団体生活の中でも、生徒・教職員はお互いのプライバシーを尊重する。

g) 各寮生の知的成長のために、肯定的な雰囲気や環境を作る。

h) すべての寮生が寮生活を通して、道徳的・社会的・文化的・精神的に成長できるようにする。

i) 寮生が家族と離れ離れに過ごしているため、保護者との連絡は生徒の成長とサポートに欠かせない。

寮生活の目的

寮生活では以下のことを目標にしています。

a) 総合的な人間教育、正義感の育成と他者の尊重。

b) 親しみやすい信頼関係を築き、各寮生が一個人として扱われ、他人（生徒と教職員両方含む）に相談できる環境を作る。  
c) いじめや嫌がらせの起こりにくい 許容的・開放的・信頼性のある環境を作る。

d) 宿題やアクティビティー、そして教職員や他の生徒との関わりを通して、 寮生が知的才能を伸ばしやすいような環境を作る。また、努力を奨励する環境を作る。

e) 多様のアクティビティーや趣味と、年齢相応の個人的・社会的・文化的な発展ができる機会を提供する。

f) 各寮生をできる限り危険から保護し、心の豊かさを奨励する。

g) 年齢相当にプライバシーが確保されており、快適でニーズに適している宿泊施設を提供する。

h) 寮生の自己や他人、そして環境に対する責任の理解を促す。

i) リーダーシップとチームワークの大切さを学ぶ。

j) 教職員は良いことがあったときには共に分かち合い、困ったときにはサポート、アドバイスやカウンセリングができるような関係を生徒と築く。

k) 楽しい寮生活にする。

寮の制度

寮内の役割は以下の通りです。

寮監長: 山田　剛

男子寮監長: 末弘　健太

女子寮監長: 清木　繭子

寮監: 谷地舘　和賀子

栗木　るえ子

山中　正道

岩泉　茂美

若本　三由紀

塩谷　智賀

寮の教員は、毎晩男子寮と女子寮の管理と実務を行います。

寮の教員は、寮の安全と寮生活の充実を想像力・効率性・プロ意識を持って促します。

帝京学園では、児童保護の精神の持続を第一に考えています。最終的にこれは、本学園の生徒が安全であり、安心と信頼をもって学業に励むことのできる環境作りに繋がります。

寮内で何か問題があれば、寮監長や寮責任者に報告します。もし、それでも問題が解決されない場合は、校長に報告し、指示に従います。

寮の教員の義務と責任

イギリス政府から配布されている、National Minimum Standards for Boarding Schools (NMS) を理解し、その内容を寮内に適応させる義務がある。

本学園の児童保護方針を熟知し、その原則を守る。

寮生一人ひとりのニーズに精通する。

生活指導に必要な情報を朝のミーティングで報告し、他の教員に伝える。

避難時には、各寮の教員が本学園の安全衛生方針と火災時避難手順に従い、個人の役割を果たす。

各寮生の状況・ニーズ・長所・短所を把握し、才能と可能性の最大限の開発に役立てる。

本学園における共同生活の原則を理解し、積極的に寮内で推進する。

生徒がお互いの持ち物と学校の物を丁寧に扱うようにする。

生徒の連帯責任感を養い、お互いを助け合うようにする。

必要な場合、賞賛・懲戒を用いて学園の方針を支持し、いじめ・違反行為は懲戒記録に記録する。

児童保護

すべての教職員は生徒を保護する義務があります。本学園の基本的な理念は、生徒を我が子のように世話をすることですが、その常識と経験が我々の行動を制限することになるかもしれません。

教職員は体罰を与えてはならない。

男性の教員は女子着替室やトイレに入ってはいけない。

男性の教員は女子寮に女子寮監長の許可なく入ってはいけない。

生徒は教職員の個人部屋に入ってはいけない。

上記の禁止事項以外にも、想像力豊かな生徒や心配性の保護者が間違って解釈するような言葉遣いや行動を起こさないように心がけてください。

生徒との関係が正しいものであることはもちろんですが、周りから見て正しいことも大切です。したがって、生徒と話す時には部屋にロックをかけたり、ドアを閉ざさないようにしてください。

生徒にデリケートな話をするときは、校長や寮監長に報告した後、公共の場で行います。また、その生徒に他の生徒の同席が必要かも確認してください。会話は後で記録し、校長か寮監長に状況報告をします。

教職員は風呂場、シャワー室、部屋などで男子生徒と女子生徒との間に誤解が生じる状況をさけるようにします。

また、教職員は不必要に生徒に触らないようにします。生徒を慰めるためでない以外は、誤解をさけるために公共の場で行います。

もし、生徒の保護に問題があると必要と思った場合は、Child Protection Designated Person谷地舘 和賀子、Dean Simpson、もしくは校長に必ず報告します。生徒が危険にさらされている場合は、他の教職員を告発することも恐れてはいけません。